

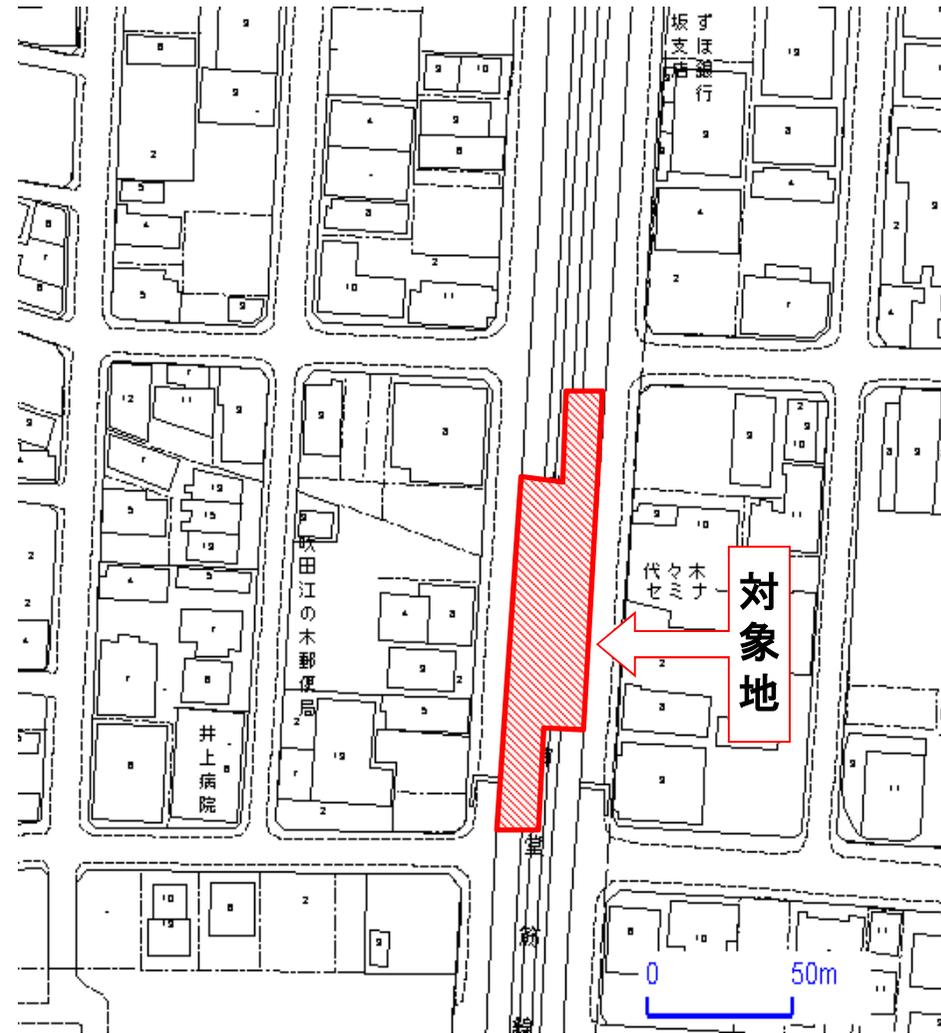
物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	吹田市江の木町17番 (一般国道423号榎坂高架橋下)	交通 機関	地下鉄御堂筋線・ 北大阪急行南北線 江坂駅 南約400m	最低 占用料 (年額)	10,673,240円/年	占用期間	5年
2								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			2,595 m ²				
接面道路 の状況	東側：国道423号・幅員約13.0m・舗装有・高低差無〔出入口〕 西側：国道423号・幅員約13.0m・舗装有・高低差無			<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等、平面利用を想定しておりますがプレハブ造等簡易構造物の設置は認めることとします。</p> <p>2 占用期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、茨木土木事務所及び吹田警察署と協議し許可を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、茨木土木事務所と協議して下さい。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置して下さい。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)</p> <p>4 開発行為及び建築行為については吹田市と協議してください。 (お問い合わせ先) 吹田市都市計画部 開発審査室 電話 06-6384-1231(代)</p> <p>5 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水柵等へは流さないでください。排水等の処理については、吹田市下水道部と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 吹田市下水道部 水循環室 電話 06-6384-2068(代)</p> <p>6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。</p> <p>7 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。</p> <p>8 対象地中央部には、地下鉄御堂筋線の橋脚(No2P-10~No2P-17)があります。この付近で工事を行う際は、大阪市交通局と協議してください。 また、平成29年当初より、橋梁補修工事が行われる予定です。詳しくは、大阪市交通局にご確認ください。 (お問い合わせ先) 大阪市交通局鉄道事業本部 工務部工務課 電話06-6585-6508</p>				
法令に基づく制限	市街化区域内							
	都市 計画法	用途地域	商業地域					
		地域地区	防火地域					
		建ぺい率	80%	容積率	600%			
その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(一般国道423号区域内) ・建築基準法 ・消防法 ・軌道法 							
その他条件								
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	吹田市水道部工務室 06-6384-1251(代)				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)大阪北支社北摂営業所 0800-777-8015(代)				
		有	有					
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)地域開発C北東部開発G 072-671-4210				
		有	無					
	公共 下水道	本管	引込管	吹田市下水道部水循環室 06-6384-2068(代)				
		有	無					

特記事項

- 9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、敷地内には、マンホール等の占用物件が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 10 高架道路の本線と地下鉄御堂筋線との間には隙間があり、降雨時に天井から水滴が落ちることがあります。
- 11 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下しておりますので、あらかじめご了承ください。
- 12 対象地内には、道路管理者が設置した道路照明灯が4基設置されています。これらについては、撤去できませんので、ご了承ください。また、道路(右折レーン側)の照明を遮るような工作物は設置できません。
- 13 橋梁及び高架下内の工事・点検等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をお願いする場合があります。
- 14 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果によって補修が必要になる場合、また、緊急的に補修や点検を実施することがあります。については、補修工事や点検において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることとなりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 15 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で平成29年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は平成29年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までに予め現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。

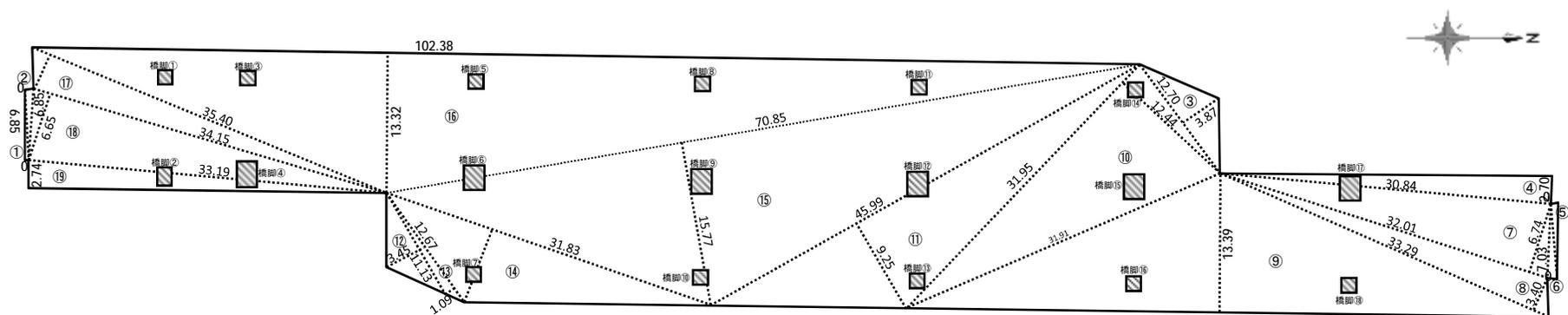
(1)位置図 (物件番号:第2号)



(2) 平面図(1/2) (物件番号: 第2号)



(2) 平面図(2/2) (物件番号: 第2号)



地番	全体面積		
記号	底辺	高さ	倍面積 m ²
1	6.85	0.33	2.2605
2	6.85	0.66	4.5210
3	12.70	3.87	49.1490
4	30.84	2.70	83.2680
5	7.03	0.51	3.5853
6	7.03	0.73	5.1319
7	32.01	6.74	215.7474
8	33.29	3.40	113.1860
9	59.45	13.39	796.0355
10	31.95	12.44	397.4580
11	45.99	9.25	425.4075
12	11.13	3.45	38.3985
13	12.67	1.09	13.8103
14	31.83	7.44	236.8152
15	70.85	15.77	1117.3045
16	102.38	13.32	1363.7016
17	35.40	3.41	120.7140
18	34.15	6.65	227.0975
19	33.19	2.74	90.9406
	倍面積 m ²		5304.5323
	面積 m ²		2652.2662

地番	控除分(橋脚部)		
記号	底辺	高さ	倍面積 m ²
1	1.40	1.48	2.0720
2	1.40	1.90	2.6600
3	1.55	1.53	2.3715
4	1.98	2.58	5.1084
5	1.55	1.53	2.3715
6	1.98	2.42	4.7916
7	1.55	1.53	2.3715
8	1.55	1.53	2.3715
9	1.98	2.42	4.7916
10	1.55	1.53	2.3715
11	1.55	1.53	2.3715
12	1.98	2.42	4.7916
13	1.55	1.53	2.3715
14	1.55	1.53	2.3715
15	1.98	2.42	4.7916
16	1.55	1.53	2.3715
17	1.98	2.50	4.9500
18	1.55	1.53	2.3715
	面積 m ²		57.6718

地番	占用許可対象面積		
記号	底辺	高さ	倍面積 m ²
全体面積			2652.2662
控除面積 (橋脚部)			-57.6718
		面積 m ²	2594.5944